



㈱日本廃棄物管理機構は毎月 15 日に廃棄物処理に関わる情報を JAAO 会員の皆様にメールでお届けします。

今回は、JAAO が本年度末に向けて、公刊企画中の「行政処分録書(仮)」準備の一環として、行政処分事例 (1 件) に絞って紹介します。

【要注意!!ご確認お願いします】 先日 (1 月 7 日) JAAO から新年のご挨拶のメールをお送りしましたが、添付した「平成 20 年度環境省税制改正の概要」について、改めてご紹介します。JAAO 会員のうち、**処理事業者(B会員)の皆様で処理施設を運営されている方**には、所得税、固定資産税、事業税等の控除を受けるチャンスがあるかもしれません。本号と同時に**お送りする上記減税関係資料抜粋版をご確認ください。**

行政処分事例紹介

ある大手産廃処理会社の処分について考える

“保管基準の 50 倍”...処分の遅れがもたらす影響は?

平成 19 年 12 月、地方にある産廃処理会社 (E 社) が行政処分を受けた。同社は、廃プラ・木くずの破砕を行う中間処理業者である。

同社が、今回受けた処分内容は、下記の通りである (管轄行政の公表資料から抜粋)。

【処分内容】 産業廃棄物処分業許可の取消

【処分理由】

- (1) E 社が事業場内に保管基準を大幅に超えて産業廃棄物を保管していたため、撤去及び適正処理について改善命令及び業の停止命令を継続し指導してきた。
- (2) これまで約 6,300m³ を撤去したが、資金不足などにより約 7,200 m³ の産廃が残された状態で…命令の履行期限である平成 19 年…までに改善される状況にない。
- (3) 改善命令に従わず…重大な違反行為であり…許可の取消処分を行った。

【今後の行政方針】

- (1) 法人としての事業者及び役員等の関係者に対し撤去を指導する。
- (2) E 社へ産業廃棄物を搬入した排出事業者等に対し、排出事業者責任を追及し撤去を指導する。

同社の保管量は、基準の 50 倍にも及んでおり前例のない保管基準違反量である。

当社の調査で、管轄行政は、同社の違反について、抜打ちの立入検査で発見したとしている。また、2006 年 5 月に改善命令、同 6 月には事業停止命令を出すなど、これまで停止命令計 12 回、改善命令計 2 回を出して撤去を指導してきたようである。この過程で、マニフェスト違反も多数発見したとのことであった。管轄行政としては残存する廃棄物の処理を優先させたため、最終的な処分を出すまでに異例の時間を要したようであるが、最終的に半分以上の廃棄物が処理されずに残ってしまっており、公的資金で処分を行うことになった。そこで、今更のように、今後、排出者責任を追及するとしている。

廃棄物処理法では、排出者は、自らの廃棄物が適正に最終処分されることに責任を負わねばならない。管轄行政は、いたずらに処理時間を長引かせ、最終的には、適正処理を指導できなかったことを反省すべきと考える。また、この行政は、公表資料で排出事業者の責任を追及しているが、企業名の公表有無について問うたところ、公表する意思はないとの回答であった。

この行政のやり方には、筋の通った方針を感じることができない。一方で、厳しすぎる処分を出す自治体も存在する。行政処分の判断基準について、統一化されることを期待したい。(木川 仁)

◆編集担当からのお断り◆ 今回の記事も管轄自治体担当者へのヒアリングに基づくものとして関係者の名称を伏せることとしました。ご了承ください。

㈱日本廃棄物管理機構

〒231-0015 横浜市中区尾上町 1-4 関内 ST ビル 8 階

TEL:050-5526-1728 Fax:045-663-4586

発行: 佐野 敦彦

編集: 七田 佳代子 E-mail: shichida@o3c.jp

無断転載、掲載、複写配信禁止